

ジャパニーズ・フィリピーノ・チルドレン
JFC(Japanese Filipino Children)を支えるネットワーク
(Citizen's Network for Japanese Filipino Children)

2005 年度活動報告書

ジャパニーズ・フィリピーノ・チルドレン
JFC(Japanese-Filipino Children)を支えるネットワーク
(Citizen's Network for Japanese-Filipino Children)

【東京事務所】

〒102-0074 東京都千代田区九段南4-8-34 HK ハイム 303

TEL・FAX: 03-3264-4272 E-mail: jfcnet@jca.apc.org

ホームページ(日本語): <http://www.jca.apc.org/jfcnet>

ホームページ(英語): <http://www.jca.apc.org/jfcnet/english>

【MALIGAYA HOUSE】

18-A Cabezas Street Project 4, Quezon City, Metro Manila, 1109 Philippines

TEL/FAX: (63-2) 913-8913 Email: maligaya@tri-sys.com

第1 JFC (Japanese-Filipino Children) を支えるネットワークとは？

設立: 1994年5月

設立目的・理由: 1980年代から日本へ働きに来るフィリピン人女性の増加に伴い、日本人男性との出会いが増え、両者の恋愛・結婚、そして両者間に生まれる子どもたちも増加している。幸せな家族を築いている日比家族も増えているが、中には日本人の父親に養育放棄されるなどのために、精神的・経済的に苦しい生活を余儀なくされている子どもたちも多い。こうした子どもたちとその母親の人権を守る活動をする目的で設立した市民団体である。

東京事務所: 「JFCを支えるネットワーク」の東京事務所では、日本人とフィリピン人の間に生まれた子どもたちの中で、様々な理由により、父親からの連絡が途絶え、養育を受けられなくなった子どもたちおよびその母親に対する法的支援（養育費や認知の請求）および行政手続き支援（国籍（再）取得、フィリピン法で成立した婚姻の日本への報告的届出、親権者指定（変更）、在留特別許可申請など）を中心に活動を行っている。

マリガヤハウス (Maligaya House): 「Maligaya」は日本語で「幸せ」の意味である。「JFCを支えるネットワーク」のフィリピンの現地事務所。1998年1月17日設立。JFCネットワークで扱う全ケースの約8割はマリガヤハウスで受けつけている。直接に母子からの相談を受け、母子への精神的・法的なカウンセリングや日本語教室なども行う。

JFC 弁護団: 1993年4月結成。現在登録者数60名。事務局による父親との交渉が難航したなどの理由により、調停や裁判などの法的処置の必要な事件を依頼している。問題なのは、弁護士が都市に集中し、地方のケースの対応に難航していることである。東京事務所で受けつけた東京近郊のケースに限っては、新しい弁護士の参加もあり、より多くの弁護士に依頼できるようになっている。また、母子が日本に在留しているケースの場合、その多くは生活が苦しいために、ほとんどが法律扶助を利用している。また、母子がフィリピンに在住のケースでも、勝訴の見込のあるケースであれば、法律扶助協会の外国人支援基金を利用した訴訟を行うことができるようになってきている。

第2 活動の内容

1. 現在の活動の内容

2005年度の東京事務所の具体的な活動は、1)「父親探しのボランティア」および事務局による父親探し、2)JFC弁護団と連携した子どもの認知・養育費の支払い、離婚、離婚無効、親子関係不存在、子の引渡しなどを求めた調停・訴訟、日本国籍所得および在留特別許可などを求める法的支援、3)スタディツアー、4)ニュースレター「MALIGAYA」の発行（マリガヤハウス維持会員向けに「きずな」、JFC奨学金基金会員向けに「Pag-asa（パグアサ）」も発行）、5)イベントへの参加、6)国籍確認訴訟キャンペーン、7)クリスマスパーティなどである。

また、フィリピン現地事務所・マリガヤハウスでは、1)Psycho-social Intervention (PSI:心理・社会的介入)プログラム、2)Training & Education (TEP:トレーニング・教育)プログラム、3)Research & Publications (RPP:調査研究・広報)プログラム、4)Advocacy & Networking(AdNet:アドボカシー・ネットワーク)プログラム、5)Finance & Administration (FAP:財務・運営)などを行った。

2. ケース対応の手続き

マリガヤハウスおよび東京事務所で受理したケースは、クライアントからの情報をもとに父親の所在や連絡方法を調査する。調査資料はクライアントの申告した住所や電話番号およびNTT番号案内等であるが、弁護士に調査依頼をする場合もある。

父親の自宅あるいは職場の住所が明らかな場合は手紙を出す。3度手紙を出しても返事がない場合、内容証明郵便を出す。それでも返事がない場合、「父親探しのボランティア」に依頼し、自宅または職場の住所地を訪問して頂く。その後、事務局により、父親との交渉を始めるが、交渉が難航した際には弁護士にケースを依頼する。

また、父親の連絡先がつかめない場合、クライアントが記入した「ケース概要」に書かれている「その他の連絡先」または父親の両親および兄弟姉妹に手紙や電話連絡あるいは訪問を試み、父親の連絡先を問い合わせる。

これらの作業を踏んでも父親の所在が不明な場合または父親との交渉した結果、父親の経済的能力に困難が認められる場合などは、隔月行われる弁護団会議において相談され、「ケース打ち切り」の決定は当会議によってなされる。

第3 活動状況

1. 全体状況

JFC ネットワークのこれまでの活動の概要及び昨年度の活動の結果を一覧表にすると、表1の通りである。なお、この表はJFC1人毎にカウントし、また1人のJFCについて複数の結果が得られている場合もある（例えば認知プラス養育費支払、認知プラス国籍取得など）。

表1 全体及び昨年度の活動の概要

(単位:人)

	婚姻の 報告的届出	国籍取得					認知	養育費 支払	在留特 別許可
		準正	国籍法改正前	国籍再取得	出生後3カ月	出生届出			
総数	48	10	12	8	5	1	42	51	25
昨年度	4	2	0	0	0	0	12	1	2

2. 婚姻・離婚

(1) 総受理ケース(723 件)のうち、受理時に両親の婚姻が少なくとも日比いづれかで成立しているケースは 305 件(42.19%)である(表2)が、うち重婚ケースが 43 件(14.10%)、さらに後婚であるために無効(重婚を後婚の取消原因とする日本の民法(744 条、732 条)よりも、無効とするフィリピン婚姻法(35 条 4 項)が優先して適用される)であるケースは 23 件である(表 3. 婚姻ケース総数の 7.54%、重婚ケースの 53.49%に上っている)。

表2 受理時の婚姻成立ケース

種類	総受理ケース	婚姻成立	非婚
数	723	305	418
構成率(%)	100%	42.19%	57.81%

表3 重婚ケース

種類	数	重婚 構成率	対 総婚姻数
前婚(有効)	20	46.51%	6.56%
後婚(無効)	23	53.49%	7.54%
合計	43	100.00%	14.10%

婚姻成立ケース(305 件)から重婚の後婚(23 件)を除いた有効に成立した婚姻 282 件中、フィリピンで成立したケースは 244 件(86.52%)、うち、日本に未届は 79 件だった(比方式成立婚姻の 28.01%)(表 4)。

受理後に JFC ネットワークで報告的届出を行ったケースは 48 件(未届ケース 79 件の 60.76%)ある。そのうち婚姻後 1 年以内の報告的届出は 1 件であり、婚姻成立後 5 年以上経過したケースが 28 件と過半数を占めている(表 5)。

表4 有効な婚姻成立ケースの内訳(282件)

	婚姻成立(有効)			
	比方式		日本にて 婚姻	
	日本未届	日本届出済		
数	79	165	37	1
	28.01%	58.51%	13.12	0.35
	37.09%	77.46%	-	-
数	213		34	1
構成率(%)	86.52%		13.12	0.35

表5 比国方式の婚姻成立後、日本への届出までの経過期間

経過した期間	件数
1 年未満	1
1 年以上 2 年未満	2
2 年以上 3 年未満	7
3 年以上 4 年未満	6
4 年以上 5 年未満	3
5 年以上 10 年未満	10
10 年以上 20 年未満	14
20 年以上 30 年未満	2
30 年以上 40 年未満	1
不明	1
合計	48

(2) 昨年度は婚姻の報告的届出を 4 件行った。これらのケースはそれぞれ、婚姻成立後約 3 年 5 ヶ月、9 年 2 カ月、4 年 10 ヶ月、23 年を経過していた。また、これら 4 件のうち 1 件は重婚だったが、クライアントとの婚姻が前婚で有効だったために届出を行うことができた。

(3) このように、フィリピンで婚姻したケースのうち日本に報告的届出がなされずに長期間放置され、夫の戸籍に記載されないケースが非常に多い。その原因として、報告的届出の必要性とその手続が日本人夫・フィリピン人妻の双方に周知されていないことが考えられる。東京事務所及びマリガヤハウスのクライアントに対する聴き取りでも、報告的届出についてほとんどのフィリピン人妻は知識を有していなかった。

報告的届出がなされないと日本人夫の戸籍には婚姻が記載されない。このために、時間の経過とともに夫の妻に対する意識が希薄になってしまったり、重婚という事態が生じたりすることになる。またフィリピンの婚姻証明書に記載された日本人夫の本籍地は多くの場合不正確であり、日本での住所地から探知していくことになるが、時間が経過するほど転居・転勤によって夫の所在を探知することが困難になる。JFC ネットワークで受理した時点で報告的届出が行われていなかった 79 件のうち報告的届出ができたケースが 48 件(60.76%)に留まっているのも、時間の経過によって夫の所在が不明となり、本籍地を探知することが不可能となったためである。そして、このような状態が JFC の国籍喪失など法的保護の欠如の一要因ともなっている。

問題の解決には、フィリピン本国政府及び在比日本大使館による婚姻前の男女への周知・啓発活動が必要である。後述する通り、マリガヤハウスの受理ケースのうち、約 6 割が大使館からの紹介・依頼であることを見ても、大使館は事態の深刻さを十分に理解しているのであり、大使館における早期の適切な対応が求められる。

表6 国籍取得ケース概要

(単位:人)

	国籍取得				
	準正	国籍法改正前	国籍再取得	出生後3カ月	出生届出
全体	10	12	8	5	1
昨年度	2	0	0	0	0

3. 準正による国籍取得

- (1) JFCネットワークにて受理した後にJFCが日本国籍を取得したケースは34件あった。そのうち婚内子でフィリピンにて出生後3ヶ月以内に届け出たために日本国籍を留保できたケースは5人、準正による国籍取得は10人、後述する国籍再取得のケースは8人、改正前の国籍法の適用により国籍を取得したケースは12人、母親が日本人で出生届を出していなかったために事実上日本国籍を取得していなかったJFCが本人による届出にて取得したケースが1件ある(表6)。
- (2) 婚外子は父親から認知され、かつ両親が婚姻することにより、準正が成立する(民法789条)。未成年の準正子は届出によって日本国籍を取得することができる(国籍法3条)。JFCネットワークにてケース受理した時点で準正が成立していた(すなわち日本国籍取得の要件を備えていた)ケースは41件あった(表7)。なお、受理後に父親の認知が得られ、準正が成立したケースは5件あり、うち2件は国籍取得を行った。受理時に準正が成立していた41件のうち、すでに日本国籍を取得していたケースは20件あった。他方、準正が成立していながら日本国籍を有していなかった21件のうち、受理後に日本国籍を取得できたのはわずか3(子は4人)件であった。この4件のうち2件は当初から日本在住のケース、1件はフィリピンで受理した後に母子が来日し、日本で国籍取得の届出を行ったケースであった。これに対し、準正が成立しながら日本国籍の取得ができていない16件は全て母子がフィリピンに在住するケースである。
- (3) 昨年度は、準正による国籍取得を2件行った。2件とも東京事務所で受理したケースで、1件は受理時に認知はあったが、国籍取得届出の手続きを行っていなかったため国籍を取得できず、さらに母は日本在住でオーバーステイ、子どもはフィリピン在住だった。子どもがすでに15歳を過ぎていたので、子ども自身が在比日本大使館で日本国籍取得の手続きを行った。もう1件は、受理時に両親はすでに離婚していたが、子の認知はなく、その後の交渉で認知を得、子どもがすでに19歳だったため、子ども自身で国籍取得の手続きを行った。
- (4) このように、フィリピン在住の準正子の日本国籍取得が非常に困難な理由は、以下の点にある。

表8 受理時、準正成立(婚姻状況) (単位:人)

婚姻中		離婚	
国籍有	国籍無	国籍有	国籍無
13	11	7	10
31.70%	26.83%	17.07%	24.39%
24		17	
58.54%		41.46%	
41			
100%			

現在、国籍取得届出の手続きを扱う地方法務局は、両親が婚姻中の場合には、民法818条3項の親権共同行使の規定を根拠に、親権者である両親が共同して国籍取得届出の手続きを行うことを要求しており、外国における国籍取得届出手続の窓口である在外日本大使館も同様の見解に立っている。しかしながらほとんどのケースでは、両親の婚姻は継続していても父親は日本に在住し、音信不通であるか母子への協力を拒否し、あるいは経済的困難によって母子への協力ができない状態にある。このような父親に対し、フィリピンの日本大使館での国籍取得手続のための協力を得ることは事実上不可能である。

また、フィリピンには離婚制度がないため、両親が離婚しているケース17件(41.46%)(表8)は全て日本での離婚届提出によるものである(そのうち夫が無断で離婚届を提出したケースもある)が、協議離婚における親権者指定という制度がフィリピンに存在しないために、両親の合意による親権者の指定は無効とされ、両親が離婚しているにも関わらず親権は依然として両親が共同行使しなければならない、という状態になっている。この状態で父の協力を得ることが困難であることは前述の通りだが、他方で、これを解消し母親の単独親権とするためには裁判所の許可を得る必要があるが、手続の複雑さに加えて時間と費用の壁がフィリピンに在住する母子の単独親権の取得を困難にさせている(ちなみに母子が日本に在住する場合には、家庭裁判所で親権者指定の決定を得ることによりフィリピン法上も単独親権であることが認められるので、母親のみによるJFCの国籍取得の手続が可能になる)。

このように、準正による国籍取得の要件を備えているにも関わらず、「親権の共同行使」の壁に阻まれて日本国籍取得の途を実質的に封じられているという事態が顕著に見られるのである。

抜本的な解決のためには、法務省及び法務局・大使館が「親権の共同行使」に拘泥せず、事案に応じて柔軟に対応することが必要である。前述した通り、フィリピンにおいて大使館紹介のケースが大半を占める実状を考えると、大使館の協力による解決が強く期待される。

4. 国籍(再)取得

表9 婚内子と国籍留保・国籍喪失ケース

	人数	構成率(%)
婚内子	329	100
受理時に国籍あり	167	50.76
受理時に国籍なし	162	49.24
受理後に国籍取得	26	16.66
受理後国籍取得不可	130	83.33

注: 受理後国籍取得のケースのうち国籍留保期間中に国籍留保届を行ったケース5人、改正前国籍法の適用による国籍取得ケース12人、喪失後の国籍再取得ケース8人、出生の届出ケース1人(表6参照)

- (1) 外国で生まれ、外国籍を取得した日本人の婚内子は、出生から3ヶ月以内にその出生を在外日本大使館または日本の市町村役場に届け出ないと、日本国籍を喪失してしまう(国籍法12条、戸籍法104条)。受理ケース中、婚内子は329人であったが、そのうち日本国籍を取得していた子どもは167人(50.76%)であり、約半分の子ども(162人、49.24%)は国籍を喪失していた(表9)。国籍喪失ケースのうち、現在までに国籍(再)取得のできたケースは26件(16.66%)に過ぎない。
- (2) 上記のように極めて多数の国籍喪失ケースが発生しているのは、日本人父・フィリピン人母ともに日本の国籍法が定める国籍喪失制度(同法12条)についての知識を有せず、フィリピンで出生後直ちに日本大使館に出生届をすることの重要性を認識していないからであろう。殊に国籍喪失制度は一般にはなじみのない特殊な制度である(ちなみに日本で出生したJFCは婚内・婚外を問わず何年たったあとでも大使館に出生を届け出ればフィリピン国籍を取得できる)から、日本大使館による啓発活動が特に重要である。また根本的には、国籍喪失制度を改廃するか、国籍留保届出期間を大幅に延長する、期間経過後の国籍留保届出の受理を事情に応じ柔軟に対応する、などの対策が必要である。
- (3) また、日本国籍を有しない婚内子は、日本人父の戸籍に記載されない。このことは認知された婚外子が(外国籍であっても)父の身分事項欄に記載されることと対比して不均衡であるのみならず、身分関係の一覧性という戸籍の機能を害するばかりか、相続発生の場合に相続人を覚知し得ずに紛争の火種を残すという現実的な問題も生じさせる。このような戸籍記載に関する問題を解消するためには、上述した国籍喪失制度やその運用の再検討、あるいは日本国民の婚内子は国籍の有無に拘わらず戸籍に記載するなど、戸籍制度側の改善措置が必要と思われる。
- (4) 国籍留保届を行わなかったために日本国籍を喪失した子どもは、日本に住所を有するときには、届出によって日本国籍を再取得することができる(国籍法17条1項)。国籍の再取得の手続を行った8件はいずれもフィリピンに在住する母子が来日し、短期滞在の在留資格で入国した後、在留資格を定住者に変更して日本に居住し、仕事を探して生活する一方、家庭裁判所において親権者指定の申立を行い、前述した単独親権を得て法務局に対して国籍再取得の手続を行ったものであった。この全ての過程に弁護士及びJFCネットワークのスタッフが関与し、かつ国籍取得手続終了までに約1年を要した。改めて、国籍再取得がいかに困難であるかを実感した。

表10 認知取得ケース概要

	認知取得	裁判認知		任意認知	
		調停	裁判	胎児	出生後
全体	42	3	9	3	27
昨年度	12	1	2	0	9

5. 認知

- (1) ケースを受理したJFCの総数(受理件数723件よりも多い)のうち、婚内子であるJFC(329人)と婚外子で受理時にすでに認知を得ていたJFC(63人)を除いた、およそ300数10人(5~6割)のJFCが、ケース受理時に父親に対して認知を求める立場にあった。このうち、父親からの認知を得られたケースはわずか42件である。うち昨年度に父親から認知を得たケース12件である(表10参照)。12件のうち9件は、父親の任意での認知を得た。調停認知を得た1件は母子フィリピン在住ケースであるが、事務局による父親との交渉が難航したため弁護士に依頼をして調停を申立て、父との和解が成立し認知が成立した。裁判認知の2件はいずれも母は日本在住、子どもはフィリピン在住、父親は行方不明のケースであったため、弁護士に依頼をして訴訟を起こし、裁判認知を得た。
- (2) 認知が得られたケースが国籍取得のケースより少ないのは、後者が父親の意思に関わらず手続が行えるのに対し、前者は父親の意思にかかるためである。また、父子関係を証明する資料が比較的豊富であるにも関わらず、母子がフィリピンに在住するために認知訴訟を断念せざるを得ないケースも少なくない。

6. 養育費の支払

父親との交渉により、JFCへの養育費の支払の合意を得られたケースは、81件あり、うち昨年度に1件の養育費支払の合意が得られた(表11)。他方、合意後に養育費の支払が途絶え、再開の見込みがないとされて打ち切られたケースがこれまで28件あった。

現在、51件について父親からの養育費の支払が行われており、金額は5,000円~5万円とケース・バイ・ケースである。但し、送金が途切れがちなケースも多く、父親によるJFCの支援は必ずしも順調ではない。

7. 在留特別許可

- (1) 日本に在住するJFCとその母親のケースは東京事務所で受理することになるが、そのうち在留資格を有しないケースもある。そのようなケースのうち、子どもが日本国籍を有するケース、子どもが日本人父の認知を得ているケースなどは、在留特別許可の手続を行っている。その件数

表11 養育費送金

開始年	件数	打切	終了	送金中
1993	1			1
1994	3	1		2
1995	2			2
1996	2	1	1	0
1997	0			0
1998	11	6	1	2
1999	13	4		9
2000	17	4		13
2001	9	2		7
2002	11	6		5
2003	7	1		6
2004	4	1		3
2005	1			1
合計	81	28	2	51

はこれまでで36件あり、うち子どもが日本国籍を有するケース10件(うち1件は胎児認知、日本人父の出生後認知を得ているケース27件である。うち1件は、長女は出生後認知のために日本国籍を持たなかったが、次女は胎児認知のために日本国籍を取得したので、それぞれ1件と数えた。

また、1件はJFCは在比だったが、そのフィリピン人母が他の日本人男性と婚姻し在留特別許可申請を行ったケースである。

表12 在留特別許可申出ケース

	件数
申出	36(25)
子が日本国籍を有するケース	10(5)
子が日本人父の認知を得ているケース	26(20)
婚姻ケース	1(1)

注:()内は在留特別許可が出たケース

表13 入管出頭後、在特許可までに要した期間

期間	件
~1年未満	5
1年以上2年未満	8
2年以上3年未満	9
3年以上4年未満	2
不明	1

(2) これまで、25件について在留特別許可が出ている。

なお、昨年度は新たに6件の在留特別許可申出を行っている。

(3) 入管に出頭後、在留特別許可を得るまでの期間は4ヶ月から3年3ヶ月であり、2年以上3年未満が9件で最も多い(表13)。しかし、昨年度、許可を得たケース2件はそれぞれ出頭後5ヶ月、6ヶ月に在特許可を得ており、異例の早さだった。

(4) 在日ケースの多くは在留資格を有しておらず、しかも子どもが日本で出生し、成長しているため、今後も在留を希望する場合には在留特別許可申出を行う必要が出てくる。また在日JFCケースは父親との交渉や認知その他の訴訟、国籍取得の手続などもフィリピン在住ケースより容易であるため、今後は徐々に在留特別許可申出が増加していく可能性がある。

表14 総受理ケース (2005年12月31日現在)

受理年	場所	受理総数	打切	弁護士扱	事務局扱
1993	BS	21	14		
1994	BS	17	14		
1995	BS	11	10		
1996	東京	4	2		1
	NGO	5	4		1
1997	東京	3	3		
	NGO	2	2		
	MH	5	4	2	
1998	東京	17	12	2	1
	MH	197	176	1	3
1999	東京	30	13		1
	MH	91	77	2	1
2000	東京	23	12	2	1
	MH	75	61	1	
2001	東京	13	7		1
	MH	52	44	1	2
2002	東京	7	1	3	2
	MH	46	37	2	
2003	東京	16	6	1	2
	MH	12	4	3	5
2004	東京	14	3	4	5
	MH	36	10	5	20
2005	東京	20	1		10
	MH	6	0		6
合計		723	517	29	62

注)BS:バティスセンター、MH:マリガヤハウス

*総受理ケース(723件)のうち、約71.51%は打ち切り済み。

*解決率は15.91%である。

8. 打ち切りケース

受理件数723件のうち、昨年度までに打ち切りとなったのは517件である(表14参照)。打ち切りの理由は、表15の通りである。父親の手がかり無し/情報不足(33件)または行方不明(144件)といった父親の所在がつかめずに、打ち切りとなったものが全体の34.26%を占めている。また、特徴的なものとしては、父親の死後に遺産相続または死後認知を求めるケースであり、これまでに16件が打ち切りとなった。さらに、父親に養育費の支払い能力がないために打ち切ったケース(44件)も、全体の8.51%を占めた。なお、父親に支払いの意志が全くなく、交渉が困難となり打ち切ったケース(99件)も19.15%を占めている(表15)。これらのケースは母子が在比のため養育費を求めた調停の申立が事実上不可能なために泣き寝入りになっている。

また、問題なのはクライアント行方不明・連絡がとれないために打ち切ったケースが67件(12.56%)もあり、在比ケースの場合、特に経済的問題などにより本人たちのやる気が失せるなどの理由である。

9. 訴訟ケース

これまで、JFC のケースで調停・訴訟などなんらかの形で裁判所の手続を行ったケースは50件あった。うち離婚関係が調停12件、認知調停6件・訴訟4件、死後認知が訴訟3件、親子関係不存在確認関係が調停4件・訴訟2件、養育費請求調停7件、また前述した、離婚後の親権者指定申立事件が5件あった。これらのうち42件は解決済みであり、現在継続中は10件である。また、これらのうち母子がフィリピンに在住しながら裁判手続を提起したケースは7件であり、うち3件は現在継続中である。

JFCネットワークのケースにおいて裁判手続を行うことの特徴は、その多くがそれ自体を最終的な目的とするのではなく、全般的な身分関係や法律関係の安定のための一手段ないし一過程である、という点である。例えば離婚調停・裁判はそれによって母親が単独親権を取得して子どもの国籍取得手続を行うために、認知調停・裁判はそれによって子どもの国籍取得手続を行ったり在留特別許可申出を行うために、それぞれ手段ないし必要不可欠な一過程として行われているものである。

昨年度は、子の親権を巡って争っているケースが2件あった。うち1件は2002年度から継続している事件である。日本人の父がフィリピンにいた母子のもとから子を無断で日本へ連れて行き、勝手に離婚し親権者を父にしていたために、フィリピン人の母親が来日し、子の引渡しおよび離婚無効を求めた。離婚無効は調停不成立で審判に移行し無効確定の判決を得た。しかし、子の引渡し請求に関しては地裁で敗訴したため、控訴した。さらに、面会交渉は父が非協力的なため難航している。もう1件は、日本人の内縁の夫から家を追い出され、4人(うち2人は異父)の子どもたちを置いて家を出たフィリピン人の母親が子どもの引渡しを求めて調停を申立たケースであるが、母が子どもたちを引き取って養育するのはまだ現実的ではないとして現在子どもたちとの面会を重ねている。

2005年度東京事務所活動報告

1. スタディツアー開催

現地事務所及びフィリピンNGOとの協力により、以下の内容でスタディツアーを行った。

【日時】 2005年9月3日(月)～9月10日(土) 泊8日 (参加者:5名)

表15 ケース打ち切りの理由

打ち切り理由	昨年度の 打切件数	構成率 (%)	通算打 切件数	構成率 (%)
家族一緒に暮らすこととなる/関係良好	3	10.00	13	2.51
送金が既にされている	2	6.67	12	2.32
父親の手がかりなし/情報不足	0	0.00	33	6.38
父親行方不明	4	13.33	144	27.85
過去に金銭受理	1	3.33	3	0.58
要望(婚姻記載・出生記載・謄本取寄)済	0	0.00	2	0.39
交渉困難/支払いの意思なし	2	6.67	99	19.15
クライアントの要望	1	3.33	26	5.03
両親同士で交渉	0	0.00	17	3.29
クライアントの話が不可解・不明確・非協力	0	0.00	5	0.97
クライアント行方不明・連絡取れず	6	20.00	67	12.96
父に支払い能力無し	1	3.33	44	8.51
父は拘留中のため交渉不可能	0	0.00	2	0.39
他団体・個人・弁護士に依頼	2	6.67	9	1.74
できること無(在特申請/国籍取得)	2	6.67	7	1.35
父親死亡・遺産相続/認知不可/年金無	0	0.00	16	3.09
母子強制退去	0	0.00	1	0.19
クライアントに意思無(国籍取得)	1	3.33	3	0.58
送金が途絶え、その後支払の意思・能力無	0	0.00	5	0.97
送金が途絶え、父が直接送金を始めた	1	3.33	1	0.19
送金が途絶え、父行方不明	1	3.33	2	0.39
送金が途絶え、クライアントと連絡取れず	2	6.67	2	0.39
送金が途絶え、クライアントと信頼関係喪失	1	3.33	1	0.19
家族に養育能力無し	0	0.00	1	0.19
クライアントに書類手続への金銭的余裕無	0	0.00	1	0.19
相手側にやる気無(父がクライアント)	0	0.00	1	0.19
合計	30	100.00	517	100.00

表16 裁判手続き提起・解決状況

	提訴済	判決/和解/調停成立	継続中	提起準備中
離婚調停	12	12		2
離婚無効	2	2	3	1
認知	調停	6	3	2
	訴訟	4	4	2
死後認知	訴訟	3	3	2
親子関係不 存在確認	調停	4	2	2
	訴訟	2	2	1
養育費	調停	7	6	3
子の引渡し	調停	4	2	
	訴訟			
親権者指定	調停	5	5	1
親権者変更	調停	1	1	

注:1ケースで2つ以上の事件を抱えるケースがある。

【プログラム内容】

- 1) ミンダナオ島ジェネラルサントス市のムスリムコミュニティ訪問
- 2) JFCの家庭訪問&ワークショップ

オプションとして、9月5日(月)、東京およびフィリピン事務所の日本人スタッフと弁護士により日本大使館との協議を行った。

2. イベント参加

2005年5月 憲法フェスティバル(於: 日本青年館)

2005年10月 グローバルフェスタ(於: 日比谷公園)

3. 勉強会の参加

子どもの国籍を考える会(仮称): 奇数月第4土曜日午後1:30~4:00 全6回

* 在日外国人の子どもたちの国籍について考える会。多種多様な団体および個人が参加している。

【目的】子どもの国籍をめぐるケースについて各団体および個人がケース報告を行い、法的問題を中心に話し合う。ケースのデータ収集および分析を行い、マニュアルづくりを目的とする。ホームページ開設。現在、助成金を得て、東京の児童相談所などの施設に預けられている外国人の子どもたちの現状調査および救済(就籍戸籍)を行っている。また、子どもの国籍についてのブックレットを出版予定である。

4. DNA 鑑定実施

DNAサーチ(株)東京サーボシステムのご好意により、毎月1件のケースに限り、無料のDNA鑑定を行っていたが、2003年度からは低額の鑑定になり、1件約5万円の費用で鑑定を実施している。昨年度は1件の鑑定を行った。

5. ニュースレター「MALIGAYA」の発行

年4回、ニュースレターを会員及び寄付者向けに発行・発送した。なお、現地事務所維持会員向けには現地事務所便り「きずな」、JFC奨学金基金会員向けには「パグ・アサ」を発行・発送した。

2005年3月「MALIGAYA 42号」

ケース紹介・現地事務所報告・ボランティア報告・都立広尾高校事務所訪問体験記など。

2005年6月「MALIGAYA 43号」

ケース紹介・現地事務所報告・JFCネットワーク年間活動報告など。

2005年9月「MALIGAYA 44号」

ケース紹介・現地事務所報告・スタディツアー報告など。

2005年12月「MALIGAYA 45号」

ケース紹介・現地事務所報告・弁護団よりのクリスマスメッセージなど。

6. JFC 国籍確認訴訟原告団キャンペーン

JFCの抱える法的問題の一つに、両親が非婚で日本人の父から出生後に認知された子どもたちは日本国籍を取得できないという問題がある。一方、胎児認知を受けた場合、または両親が婚姻した場合には日本国籍を取得できる。国際化が進み、国際結婚も増え、価値観も多様化している現在、家族関係も多様化しており、非婚で子どもをもうける夫婦も増えている。そのため、「両親が婚姻しているかどうか」という子どもの意志ではどうにもならないことによって、子の国籍に差別をつけることは問題である。JFCネットワークのクライアント9名とその子どもたちが、2005年4月12日、日本国籍の確認を求める訴えを東京地裁に集団で提訴した。7月15日の裁判では9人中4人の原告母が弁論を行った。原告9人およびその母たちは同じような状況にある全国の外国国籍の子どものためにキャンペーンを開始し、署名活動や講演会などを行っている。

7. ミーティング

定期的に以下のミーティングを行った。

理事・ボランティア・ミーティング(必要に応じて)

東京理事のメンバーおよびボランティアが参加。JFCを支えるネットワークの運営全般、プロジェクト、ボランティアによる活動参加(イベント参加など)について話し合った。

父親探しミーティング(隔月1回)

通常、父親探しのボランティアが集まり、ケースの配転・進捗状況などを話し合うが昨年度はミーティングを行わず、ケースの配転などはすべてメールや電話、ファックスで行った。

弁護団会議(隔月1回)

JFC弁護団および事務局が、JFC弁護団とJFCネットワークとの連携強化や、個々のケースの法的問題、打ち切りケースの決定などについて話し合った。

JFC 国籍確認訴訟原告団ミーティング

前述した国籍確認訴訟の原告団のミーティングを毎月行った。資金作りや署名活動などキャンペーン活動について話合った。

8.JFC 通販

近年、会費及び寄付収入が減っており、事務所の維持がかなり困難になってきた。そのため、少しでも財政難を解消するために、2002年6月より始めたプロジェクトである。会員の一人である乾物屋・「小島屋」さんの協力を得て、ドライフルーツ・ナッツ類、その他干物類、フィリピンコーヒーやピトピト茶などを商品とし、会員を対象とした通販を始めた。

プロジェクトを開始してから3年半経ち、JFC通販の存在は会員さんたちに対して広く知られてきているようだ。そして、通販の利用者はほとんどが常連となっている。その方々は、職場や組合などでまとめて買ってきてくださるので、送料負担も大きくないが、一方で個人でご購入下さる場合、小額のために送料の負担を感じて継続購入が難しいのかもしれない。通販のお知らせはニュースレターの発送時(年4回)に行うので、発送後には注文が多いが、時間が経つと注文が無くなる傾向にあり、月によってばらつきがある。

9.JFC 奨学金基金

2000年10月に某テレビ番組でJFCの問題が取り上げられた際、取材を受けたあるJFCの子どもの学費を援助したいという問い合わせが殺到し、JFCの子どもたちの教育支援のために「JFC 奨学金基金」を開設した。奨学生はマリガヤハウスで選考され、高校卒業までの教育資金を支援する。JFC 奨学金基金に協力頂いている会員向けのニュースレター「パグアサ(Pag-asa)」(日本語で「希望」の意)を季刊で発行している。

10. サマーキャンプ開催

8月20日(土)～21日(日)、東京都八王子市にある「夕焼け小焼けふれあいの里」にてさマーキャンプを行った。JFCおよびクライアント、ボランティアなど約40人が集まり、料理を作り、ゲームや花火をして楽しんだ。

11. クリスマスパーティ開催

12月11日、飯田橋の富士見会館でクリスマスパーティを行った。約70名のJFC 母子やボランティアなどが集まり、それぞれが持ち寄った料理を食べ、ゲームを楽しみ、クリスマスプレゼントを贈った。

2005年 現地事務所「マリガヤハウス」活動報告

1. Psycho-social Intervention Program (PSI) (心理・社会的介入プログラム)

ケースマネジメント

全ての相談者へは電話で対応し(午前9:30～午前11:30)、電話相談によってオフィスへの訪問が必要な相談者にはアポイントメントを取り、適切な対応を行った。戸籍取得方法をはじめ、法律や法的手続きに関するアドバイスをを行い、相談者ができる範囲で自力で情報を収集したり手続きをするための手伝いをした。また、他のNGOやフィリピン政府機関などで類似の支援を行っている団体を紹介した。

< 新規ケース >

新規ケースは、新規登録を6月の1回行い、合計で8件受理した。新規登録時にはグループオリエンテーションを行った。オリエンテーションでは、自己紹介、マリガヤハウスの紹介、クライアントとマリガヤハウスの責任分担やクライアントの心がまえ、過去のケースの状況、団体の能力の限界などについての説明を行い、登録希望者には契約書に署名させた。自分達の置かれている現状についてシェアリングや問題分析、その解決策の話し合いをした。午後には質問票(ケースプロファイルの記入と、婚姻届や出生届、戸籍、子供の国籍についてのレクチャーを行った。オリエンテーション後、各ケースの家庭訪問を行い、子供や家族の状況を調査した。

< 進行中ケース >

クライアントへの進捗の報告、過去の情報や現状についての聞き取り、法的書類取得のためのアシスト、書類の翻訳、さらに、婚姻の登録や認知、国籍取得などに関する法的手続きのためのアシスト、ビザや日本パスポート取得手続きの手伝いなどを行った。随時各クライアントへのカウンセリングも行っている。

< 解決ケース >

父親によって送金される養育費の管理を行った。クライアントへの仕送りと母子の現状について簡単なモニタリングを行った。JFCが大学に進学した際の学資を保障する学資保険・信用基金(「フィリアムライフ社」)への加入のためのコーディネートと定期的な入金管理を行った。父親とのコミュニケーションのために、子どもや母親が書いた父親への手紙の受け取りも随時行っている。

カウンセリング

クライアントへの聞き取りや進捗の報告と平行して、適宜、電話または面会でのカウンセリングもおこなった。カウンセリングはクライアントの現状への理解や受容を促す上で重要であり、精神面での安定のために不可欠なものである。

家庭訪問

年間合計で約 20 件のクライアントの家庭に 1～数回訪問した。訪問の理由は、問題を抱えたクライアントや家庭への介入のためや日本でおこしている裁判に必要な調査のため、連絡がとれなくなったクライアントへの進捗報告のため、または父親からの希望などだった。訪問時には JFC や母親の生活状況、家庭環境を観察し、必要な介入を行った。

2. Training & Education Program (TEP) (トレーニング・教育プログラム)

JFCむけプログラム

3～10月の各週土曜日に JFC を幼稚園(さくら組)、小学生(ばら組)、高校生(ひまわり組)、大学生 & クライアント(もみじ組)の 4 クラスに分け、日本語教室を開催。各教室 15 人の JFC やクライアントが集まり、フィリピン人ボランティア教師と日本人ボランティア教師の下で、書き方・読み方・文法・習慣などを勉強した。また、日本語教室とは別に、毎年 12 月に行われる日本語能力検定試験のためのレビュークラスを、既に合格しているクライアントの指導の下に行った。日本語教室の授業の一環として、日本人ボランティアによるお茶のお手前を行った。2004 年の日本語教室開催から手伝ってくれていた日本人ボランティア達とのお別れ会を開き、今までお世話になった御礼を各 JFC とクライアント達が分かち合い、ボランティア側からはソーラン節踊りを披露してもらった。(3 月)1 日青空学校をケソン市にあるワイルド・ライフ公園にて開催。(4 月)ストリートチルドレンを支援している NGO「カンルーガン」の日本人インターン 3 人が 1 日日本語教師として参加し、ゲームを取り入れた授業を披露。(8 月)JFC ネットワークのスタディツアーに合流し、アンティポロのリゾートへの 1泊2日の遠足とワークショップに参加。(9 月)神戸で開かれたユニバーサル・アートギャラリーに JFC の書いた絵を展示。(11 月)

保護者(母親など)向けプログラム

現在フィリピンには多くの日系企業があり、日本語を現地スタッフに教えることのできるフィリピン人に雇用の機会を多く与えている。母親達も対象外ではなく、日本語や日本習慣の知識を最大限に活用してもらいながら、雇用機会を得て、経済的に自立できるようにと、日本語教師トレーニングを行った。また、日系企業に限らず、学生のための日本語家庭教師の仕事もあり、このトレーニングを受けた後、幾人かの母親達は家庭教師として収入を得ることが出来た。トレーニング終了の母親達は、毎週土曜日に行われている JFC のための日本語教室でボランティア教師として活躍し、経験を積んだ。

そのほかの主な活動、イベントは以下の通り。JFC の日本語教室のオリエンテーション。各自の母親として日本語教室への希望や家庭での日本語教育継続について話し合う。(2 月)不法に JFC を日本に送り込む団体が多くなったため、JFC とクライアントの安全と権利を守るための会議を開催。(5 月)日本語教師トレーニングを行いクライアント 3 名が参加。(6 月)日本語能力検定試験を 5 名のクライアントが受験。(12 月)

奨学金プログラム

年に 4 回、JFC 奨学生と保護者とのミーティングを行い、学生生活や成績についてシェアリングを行ったり、高校卒業後の進路について話し合いを行った。また、奨学生の 1 人が無事卒業したため、支援が打ち切られた。奨学金以外の JFC で、学費や文具、征服などの費用が出せないために通学が困難な者に対し、進路・進級支援「Enrolment Assistance」もを行っている。

訪問者・ボランティアへの啓蒙

個人や団体の訪問者やボランティアに対し、JFC 問題やマリガヤハウスの活動についてオリエンテーションを随時行い啓蒙を行っている。年内に受け入れた主な団体は以下のとおり。日本人交換留学生ボランティア見学会開催。(4 月)アメリカの創価大学から学生ボランティア参加。(7 月)間ルーガン日本人インターン日本語教室参加。(8 月)一橋大学法学部から学生ボランティア参加。(9 月)静岡県立短期大学社会福祉学部スタディツアー団体。(9 月)JFC ネットワークのスタディツアー団体。(9 月)

2. Research & Publications Program (RPP) (調査研究・広報プログラム)

開設当時からクライアントに関する書類(ハードコピー)をデータベースに登録し、充実したケースマネジメントが出来るように努力した。マリガヤハウスのブログ「マリガヤハウスの日記」を立ち上げ、インターネットを通して JFC ネットワーク、マリガヤハウスの存在をアピールし、JFC 問題についての情報を提供し始めた。JFC の通う公立小学校を訪問し、公立学校の教育システムを学ぶと同時に JFC のフィリピン人としての日常生活を実際に見ることが出来た。JFC 達に日本の子供向け本の貸し出しを開始。JFC ネットワークの季刊誌「マリガヤ」へのマリガヤハウス報告、JFC 奨学金の機関紙の作成を行った。

3. Advocacy & Networking Program (Ad Net) (アドボカシー・ネットワーク プログラム)

政府や他の NGO とのつながり

在比日本大使館との協議：9月にJFCNET・JFC弁護士・マリガヤハウススタッフが大使館を訪問、大使館職員とJFC問

題について協議した。JICA・NGO デスク主催の日本 NGO とのワークショップにも参加し、JICA・NGO デスクのメーリングリストにも登録し、情報交換を行った。

フィリピン NGO で女性の移住労働帰国者やその子どもたち(JFC など)を支援する BATIS CENTER FOR WOMEN や Kanlungan Center、女性の法的支援を行う WOMENLEAD などと協力したり、ケースの相談を行ったりするなど、ケース対応のための良い環境を保つことができた。

助成団体との連携

在比日本料理店支配人の方にマリガヤハウスの活動に共感してもらい、マリガヤハウス日本語教室にホワイトボード、ホワイトボード用ペンを寄付してもらった。また、JFC への文具援助(ノート・ペニー式)50 部寄付してもらった。マリガヤハウスのコンピューターが古くなったため、日系企業の方にコンピューター一式を寄付してもらった。

4. Finance & Administration Program (FAP) (財務・運営)

組織運営

1 月 10 日付けで退職したフェ・パドロネス(Fe Padrones)に替わって、社会福祉士免許を持つルーデス高橋(Lourdes Takahashi)がフィリピン人スタッフとして 2 月から加わった。

スタッフ能力開発

国際団体「Coalition Against Trafficking Women-Pacific」主催のドキュメンタリートレーニングに参加し、認定書を取得。日本語教師トレーニングに参加。フィリピン人スタッフが 12 月に行われた日本語能力検定 4 級を受験。

事務所メンテナンス

オフィス内のコンピューターをネットワークでつなぎ、スタッフ内でクライアントの情報交換をし易くした。コンピューターやコピー機、ファックス、扇風機などの事務所機材の修理や管理、部品の購入などを行った。

< 年会費 >

学生会員：一口 3,000 円、 一般会員：一口 5,000 円、
維持会員：一口 10,000 円、 マリガヤハウス維持会員：一口 12,000 円

< 月会費 >

JFC 奨学金基金：一口 3,000 円

< 2005 年度事務局 >

代表：山野繁子、阿蘇敏文
事務局員：東京事務所 伊藤里枝子・高野美央
現地事務所駐在員(専従) 河野尚子
フルタイム現地スタッフ ロウデス・タカハシ(Loudes TAKAHASHI)

< 2005 年度 JFC 弁護団 >

代表：近藤博徳